

第3回阿蘇市議会会議録

- 1.平成28年9月1日 午前10時00分 招集
- 2.平成28年9月2日 午前10時00分 開議
- 3.平成28年9月2日 午後1時40分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	市原巧
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
財政課長	宮崎隆	教育課長	日田勝也
税務課長	藤井栄治	ほけん課長	藤田浩司
住環境課長	古閑政則	人権啓発課長	下村裕二
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	佐伯寛文
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	佐藤由美		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 報告第 9 号 専決処分の報告について
- 日程第 2 報告第 10 号 専決処分の報告について
- 日程第 3 議案第 76 号 阿蘇市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 77 号 阿蘇市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 78 号 阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 79 号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 80 号 阿蘇市景観条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 81 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 82 号 平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 10 議案第 83 号 平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 日程第 11 議案第 84 号 平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 85 号 平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 86 号 平成 28 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 87 号 平成 28 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 88 号 平成 28 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 89 号 平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- 日程第 17 議案第 90 号 阿蘇市土地開発公社の解散について
- 日程第 18 議案第 91 号 字の区域の変更について
- 日程第 19 議案第 92 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のうち、教育長は公務のため出席できないことを申し添えておきます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
それでは、早速議事に入ります。

日程第1 報告第9号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第1、報告第9号「専決処分の報告について」を議題といたします。

土木部建設課長の説明を求めます。
建設課長。

○建設課長（阿部節生君） おはようございます。

それでは、説明に入らせていただきます。議案集の1ページをお願いいたします。

報告第9号、専決処分の報告について。本件は、平成28年4月21日午後3時00分ごろ、阿蘇市小野田406番地1付近（市道山田竹原線）において、相手方の運転する車両が横断側溝を通行する際、側溝に布設していたグレーチングが跳ね上がり、車両の底部に接触、車両に損害を与えた物損事故について、平成28年6月23日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

2ページの専決処分書をお願いいたします。

専決処分書、市は次のとおり損害賠償の額とそれに伴う和解事項を決定する。

1、損害賠償の相手方。記載のとおりでございます。

2、事故の詳細。平成28年4月21日午後3時00分ごろ、阿蘇市小野田406番地1付近（市道山田竹原線）において、甲の運転する車両が横断側溝を通行する際、側溝に敷設していたグレーチングが跳ね上がり車両の底部に接触、甲の車両に損害を与えたものであります。

損害賠償の額としまして、市は甲に対し解決金10万円を支払う。なお、この解決金につきましては、全国町村会の総合賠償保険により全額が支払われます。

和解事項としまして、本件事故に関して、今後双方とも裁判上または裁判外において、一切異議申し立て及び請求を行わないことを確認する。

ちょっと補足説明をさせていただきますが、本件事故の場所につきましては、4月16日の熊本地震の影響によりまして舗装に複数の隆起が生じ、通行に支障がありましたので、避難道路などとしての必要性から応急対策として市が業者に委託しまして補足のはぎ取りを行っておりました。その後、降雨等によりまして横断側溝の一部に段差が生じており、今回の事故が発生したものであります。本来、地震等の天災における事故につきましては、市の管理瑕疵ではないということで賠償責任はございませんし、保険会社の保険金支払いの対象ともなりません。しかし、今回の事故は市が応急工事として一度手を入れた後の不具合に起因しているということで、町村会、保険会社、保険会社の顧問弁護士と協議を行いました結果、市としての管理責任も一部あるという判断に至ったものであります。

なお、損害賠償の額につきましては、相手方の過失もありますが、地震の影響もありまして過失割合の判断が難しいということで、損害額の約3割に当たる金額を解決金として支払うという協議に至りました。

以上でございます。ご審議方、よろしくお願いいいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第2 報告第10号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第2、報告第10号「専決処分の報告について」を議題といたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高木 洋君） おはようございます。

議案集の3ページをお開きください。報告第10号、本件につきましては、平成28年5月21日午後4時00分ごろ、阿蘇市一の宮町宮地、阿蘇市役所内の駐車場でのご事故であります。公用車の物損事故につきまして、同年7月12日、示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして専決処分を行っております。同条第2項の規定により、本議会において報告をさせていただきます。

議案集4ページをご覧くださいと思います。

市は次のとおり損害賠償の額と、それに伴う和解事項を決定するというところで和解が成立しております。損害賠償の相手方につきましては、ここに記載のとおりとなっております。

事故の詳細、先ほど申し上げましたけれども、5月21日夕方4時ごろの事故であります。停車中の車に対しまして、本市総務課の職員の運転する車両がバックで駐車場に侵入、その際に後方確認が不十分であったために相手方の停車しておりました車に一部接触、リアバンパーのほうを傷めたものであります。

損害賠償の額、市は甲に対しまして3万8,648円を支払うようにいたしております。市の過失割合10割ということでありまして、この3万8,648円、先ほども建設課からありましたけれども、町村会のほうの保険のほうで対応をさせていただいております。

和解事項といたしまして、本件事故に関しましては、今後双方とも裁判上、または裁判外において一切異議申し立て及び請求を行わないということで確認をいたしております。

以上、報告になります。職員につきましても、常々言っているところでありましたけれども、今回またこういった事故が発生しました。非常に残念に思っておりますし、職員につきましても部課長会議等を通じまして、まず交通事故の防止、併せて公務災害等の防止を呼び掛けているところであります。

以上になります。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 5番議員、園田でございます。

この車には同乗者はいらっしゃいましたか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 同乗者はおりません。総務課の運転士1人ですね。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 毎回専決処分でこういった事案が出ておりますけれども、もちろん運転手の氏名は公表はできませんので、例えば同乗者がいたとか、同乗者がいなかったとかいうのは、この議案集には掲載はできないですか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） その件は、今後検討をさせていただきたいと思います。県下14市の状況あたりも含めたところで、再度精査をしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 名前等の公表はできずとも、こういうところに職員さんが同乗していて、例えばちょっと後ろを注意してもう一人の方が先に下りて確認をすると、そういったことがあればこういう事故は防げるような事故でございます。もし掲載ができるようであれば、同乗者がいたか、いなかったか、そういうところも検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第3 議案第76号 阿蘇市職員の退職管理に関する条例の制定について

○議長（藏原博敏君） 日程第3、議案第76号「阿蘇市職員の退職管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第76号「阿蘇市職員の退職管理に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案集の5ページ、6ページになります。

まず、提案理由でございますが、本件は地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理について定める必要があるため本条例を制定するものでございます。

職員の退職管理につきましては、今回の地方公務員法の改正によりまして、新たに追加された条項でございます。再就職した職員の、いわゆる元の職場への働きかけ、こういったものについて規制する規定となっております。法律の中では、一般的に再就職者、いわゆる職員については離職前5年間については、その当時に在職していた職場について、いわゆる契

約事務、それから許認可に関する部分について離職後2年間は働きかけはしてはならないというのが地方公務員法の大原則でございます。追加で、条例によって定めることができるとされておりますので、今回この条例によりまして、更にその規制を強化するというのが本条例の制定でございます。

第2条に、再就職者による依頼等の規制ということで規定しております。内容を申しますと、2行目からになります。国家公務員組織法に規定する部長または課長の職に相当する職として、規則で定めるものが離職した日の5年前の日より前についていたものは、在職していた期間等に対して2年間働きかけをしてはならないというものでございますが、これは簡単に申しますと、課長以上の職にあった人は離職する5年以上前から課長以上の職にあった方は、その期間中、その自分が担当していた職場に対して契約あるいは、いわゆる処分です。ね、許認可等について、離職後2年間は働きかけをしてはならないという規定でございます。

それから、第3条は任命権者の届け出というところでございますが、管理または監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者については、営利企業等に就職した場合、2年間について、その新しい職場での地位あるいは地位について速やかに当時の任命権者について報告しなければならないというような規定でございます。この報告内容につきましては、再就職先の名称、それから再就職先での業務内容、それから再就職先における地位等について報告することになっております。この第3条についても、対象は課長以上の職員ということにしているところでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、28年4月1日から適用するとしていたるところでございます。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより議案第76号から議案第92号までの質疑は、ご承知のように会期中の日程に従って各常任委員会に付託をされます。従いまして、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮願いたいと思います。

それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） この条例は、第4条で終わりですかね。罰則規定とかそういったペナルティ関係についてはうたってあるんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今のご質問でございます。罰則については、地方公務員法の本法のほうで規定されてございます。この再就職者の規定に違反した場合には、罰則としては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金というふうになっているところでございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第4 議案第77号 阿蘇市災害対策本部条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第4、議案第77号「阿蘇市災害対策本部条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました議案第77号「阿蘇市災害対策本部条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

まず提案理由でございますが、本件は災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容については、8ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

第1条の中に、この災害対策本部を設置する根拠が示しているわけでございますけれども、この基となる災害対策基本法の改正によりまして、根拠法の項番号が変わったということでございます。改正前の第23条第5項から、今回第23条の2第8項に改正するものでございます。

ご審議方、よろしく願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第5 議案第78号 阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第5、議案第78号「阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました議案第78号「阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案集の9ページから14ページまでとなっております。

まず、提案理由でございます。11ページに記載ございます。本件は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の規定を整理し、併せて所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、12ページからの新旧対照表によりご説明申し上げます。

提案理由にありましたように、公職選挙法の改正に併せまして条例全般について見直しを行っているところでございます。

まず、第1条の主旨の中に、新たに特別職の職員で非常勤のものの中に、阿蘇市消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例に定める消防職員を除くというふうにしております。これは、消防団員につきましても同じく非常勤の特別職ということになっております。

れども、消防団員につきましては別途条例があるということで、この条例の適用を受けないということで確認のためにこういった条項を追加しているところでございます。

それから、第2条の第3項を改正しております。別表において限度額が定められている報酬については、当該報酬の額は市長又は任命権者が市長との協議の上定めるところでございます。これは、別表の一番最後の14ページをお開きいただきたいと思います。別表の一番最後に、改正後に、前各号に掲げるもの以外の非常勤職員について、月額3万円以内で定めることができるという条項を1項追加しております。この金額の決定については、任命権者が市長と協議の上定めるところでございます。

それから、別表の内容でございますが、別表の内容について、基本的に金額は動かしておりません。報酬の額については変更ございませんが、順番等を入れ替えているところでございます。

それから、追加した部分についてでございますが、法の改正によりまして14ページをお開きいただきたいと思います。14ページの左側の欄でございますが、選挙関係の経費が書いてございます。選挙関係の経費の中の上から3段目、共通投票所の投票管理者、それからその何行か下のほうに共通投票所の投票立会人という項目を新たに追加したところでございます。公職選挙法の改正によりまして、共通投票所という概念が新たに加わりましたので、この部分について追加するところでございます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第6 議案第79号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第6、議案第79号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました議案第79号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案集の15、17ページまでとなっております。

まず提案理由でございますが、本件は災害対策基本法等の規定により、本市に派遣された職員に対し、災害派遣手当等を支給する必要があるため本条例の一部を改正するものでございます。

15ページをお開きいただきたいと思います。一般職の職員の給与に関する条例の中に、職員に対する各種手当が規定してございますが、この中に災害派遣手当等ということで第17条の3を追加するものでございます。

この内容でございますが、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、または新型インフル

エンザ等緊急事態派遣手当につきましては、この法の、この災害派遣の規定に基づきまして職員が住所又は居住を離れて本市の区域に滞在することになった場合、その滞在する期間に対してこの手当を支給するというものでございます。

今回の地震を受けまして、阿蘇市に宮崎県と福岡県から職員の派遣を受けております。この職員に対しては、法律上、災害派遣手当を支給することができるということになっておりますので、阿蘇市におきましてもこの条例を制定し、派遣してこられた職員に対してこの手当を支給しようとするものでございます。

手当の内容でございますが、別表の4、16ページに書いてございます。本市に滞在した期間の区分に応じて金額が定められております。30日以内の期間、30日を超え60日以内の期間、61日を超える期間ということで区分してございます。

それから、滞在する施設についても定めてございます。公用の施設又はこれに準ずる施設とその他の施設ということでございます。公用の施設又はこれに準ずる施設につきましては、下の備考欄の2に書いてあるとおりでございます。基本的には、ホテル、旅館等以外の施設ということでございます。これらにつきまして、1日につき3,970円、それから旅館ホテル等の場合には30日以内の期間が6,620円、30日から60日の期間が5,870円、60日を超える期間が5,140円とするところでございます。

施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、派遣を受け入れました平成28年8月1日に遡って適用させていただきたいというところでございます。

ご審議方、よろしくお申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第7 議案第80号 阿蘇市景観条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第7、議案第80号「阿蘇市景観条例の一部改正について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） おはようございます。ただ今議題としていただきました議案第80号「阿蘇市景観条例の一部改正について」を説明いたします。

議案集は18ページから19ページになります。

提案理由でございます。本件は、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

19ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

第2条、定義でございます。第5項で、法律第2条第1項第7号を第4号に改められております。及び第8号を第5号に改められております。この第7号を第4号に改めた部分というのは、風俗営業上の用語の定義でございまして、内容といたしましては麻雀やパチンコや、

そういう遊技をさせる営業というものでございます。

それから、第 8 号を第 5 号に改めた分でございますけれども、この用語の定義といたしましてスロットマシン、テレビゲーム、そういう遊技をさせる営業という部分でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成 28 年 6 月 23 日から適用するというので、法令の改正日に併せて適用させていただくことにしております。

以上、説明を終わりたいと思いますが、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 8 議案第 81 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 8、議案第 81 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） おはようございます。ただ今議題とさせていただきました別冊 1 になります。議案第 81 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について」ご説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条になりますが、既定の予算総額に 44 億 690 万 4,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 281 億 8,766 万 2,000 円といたしております。

10 ページをお願いいたします。10 ページ、これから歳入になりますが、一番上になります。款 1 市税、目 1 軽自動車税につきましては、当初予算の段階での見込み台数等の差違によりまして、今回 2,172 万 4,000 円の減額で計上をいたしております。

次に中段になりますが、同じページの款 10 でございます。地方交付税ですが、まず普通交付税につきましては平成 28 年度の交付額が確定いたしましたので、差額の 5 億 1,157 万 9,000 円を増額いたしまして計上いたしております。その下の特別交付税につきましては、災害廃棄物処理費の増額に伴いまして、国庫補助金の残額の 8 割分、この分を増額して計上いたしております。

次のページ、11 ページをお願いいたします。中段になります。款 14 国庫支出金、目 3 衛生費国庫補助金の災害廃棄物処理事業費補助金につきましては、処理費の増額に伴いまして増額分の 2 分の 1、この分を国庫補助として計上いたしております。

次に、同じページ、11 ページから 12 ページをお願いいたします。目 9 になります。災害復旧費国庫補助金につきましては、補助災分の農地等災害復旧工事分と林道災害復旧工事及び測量設計委託費の増額分を計上しております。その分に伴います国庫補助として、同じく増額して計上いたしております。

13 ページをお願いいたします。13 ページの上から 3 段目の項目になります。款 15 県支出金、目 4 農林水産業費県補助金の震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金につきましては

は、要望件数の増加に伴いまして国・県補助金分を増額して計上いたしております。

同じ農林水産業費の補助金の中の以降につきましては、歳出の欄で説明をいたします。

15 ページをお願いいたします。15 ページの一番上の段になります。款 17 寄附金、目 1 総務費寄附金の災害復興支援寄附金につきましては、被災者向けの義援金とは別に復興支援として市に寄付をされた分を今回 4,318 万 3,000 円計上いたしております。

15 ページ、16 ページの市債につきましては、熊本地震復旧事業などの影響によりまして、一部事業の見直し、または削減を行いましたので、市債総額 1 億 1,770 万円を減額して計上いたしております。

18 ページをお願いいたします。ここから歳出になります。18 ページの一番下の段になります。款 2 総務費、目 2 賦課徴収費の償還金利子及び割引料につきましては、当初見込みよりも法人税の過誤納還付が増加いたしたため 670 万円を増額して計上いたしております。

19 ページをお願いいたします。19 ページから 20 ページに掛けましてですが、項 4 選挙費、目 3 市長選挙費につきましては、今回関連経費を新規に 1,286 万 1,000 円計上いたしております。

20 ページをお願いいたします。款 3 民生費でございます。目 1 者会福祉総務費の委託料で、地域支え合いセンター事業委託料 1,400 万円につきましては、社会福祉協議会に委託いたしまして熊本地震により応急仮設住宅や、みなし仮設住宅等に居住する避難者等を訪問いたしまして、見守りや相談、また各種サロン等、また専門職や連携機関を繋ぎまして個別自立支援計画等を策定いたしまして、生活再建や自立支援を行うものでございます。財源につきましては、全額県補助金ということになります。

21 ページをお願いいたします。21 ページの一番下の段になります。目 3 児童運営費の保育所等における業務効率化推進事業補助金につきましては、保育士の業務において書類作成等について ICT 化推進のためシステムの導入費用を一部補助するものでございます。なお、この補助先は、私立の保育所 8 施設で、財源は 800 万円のうち 4 分の 3 が国庫補助ということになります。

24 ページをお願いいたします。24 ページの真ん中から下になりますが、款 4 衛生費、目 14 災害廃棄物処理費につきましては、損壊家屋等の解体に伴う災害ごみの大幅な増加によりまして、今回 10 億 2,249 万 8,000 円を増額して計上いたしております。なお、財源といたしましては 2 分の 1 を国庫補助、残りの補助残の 8 割を特別交付税として今回予算を計上させていただいております。

25 ページをお願いいたします。款 5 農林水産業費、目 3 になります。農業振興費の負担金補助及び交付金についてでございます。まず、この負補交の一番上になりますが、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業につきましては、いわゆる熊本地震により被災した農業用施設や機械の復旧に要する分でございます。この分につきましては、申請等の増加に伴いまして、今回 3 億 4,064 万 1,000 円を増額いたしております。

次に、攻めの園芸精算対策事業費補助金、これ 4 つございます。1 つが LED、それとアスパラ、トマト、二重カーテン分、この 4 つにつきましては、すべて生産力向上などを目的

に設備を導入するものでございます。なお、全額県補助金で、市の負担はございません。

次に、阿蘇火山防災園芸対策事業費補助金、これ3件でございます。トマト分、波野トマト分、それとアスパラ分でございます。この分につきましては、単棟ハウスまたは連棟ハウス施設等の導入に伴う補助でございます。この分の財源といたしましては、補助対象額の55%が国庫補助、14.15%が県補助、20%が市の負担という形になります。

次に、熊本地震被災施設整備等対策事業費補助金、この分が6件ございますが、ミニトマト以下6件分です。この分につきましては、被災した施設の復旧事業に補助するものでございます。財源といたしましては、補助対象額の2分の1以内が国庫補助になります。それと10分の1以内が県補助となります。この分につきましては、市の負担はございません。

26ページをお願いいたします。26ページの一番下になります。目13畜産振興総合対策事業費の熊本地震対応畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金3億4,863万7,000円につきましては、大阿蘇酪農・畜産クラスター協議会へ補助するものでございます。財源といたしましては全額国庫補助でございまして、市の負担はございません。

29ページをお願いいたします。29ページの款7土木費、項2道路橋梁費のすべての目でございます。目1道路維持費、目2道路新設改良費、目3橋梁費につきましては、各費目熊本地震の復旧地震の関係上、事業の見直しを行いました。その結果、今回2億4,124万円を減額いたしております。それと同時に、国庫補助金を1億3,248万4,000円減額、市債につきましても9,550万円減額して計上いたしております。

30ページをお願いいたします。30ページの中段になります。款8の消防費です。目2消防施設費の修繕料につきましては、熊本地震によりまして被害を受けた消防格納庫、または防火水槽の復旧費用といたしまして647万2,000円を増額して計上いたしております。

次に、教育費になります。同じページ、30ページの款9教育費、目2事務局費の30ページから31ページに掛けて計上いたしております。各費目の教育支援センター分という分を括弧書きで記載させていただいております。この分の合計が175万円になります。この分につきましては、平成27年度に約20名の児童生徒が不登校というふうになっておりまして、学校だけの対応が非常に困難というふうになっていることから国庫委託金150万円を活用いたしまして、旧中通小学校校舎におきまして適応指導教室、いわゆる教育支援センターを開設いたしまして、カウンセリング等を通じて関係機関との連携して学校復帰を目指す取り組みという形になります。

32ページをお願いいたします。32ページの中段になります。項5保健体育費の目1体育振興費の第71回熊本県民体育祭阿蘇大会実行委員会負担金の1,269万7,000円の減額につきましては、ご存知のとおり熊本地震の影響で大会自体が中止となったことによるものでございます。

33ページをお願いいたします。目3の給食センター費の負補交でございます。学校給食費補助金514万7,000円につきましては、熊本地震により阿蘇給食センターが被災いたしまして、米飯給食が提供できなくなりましたことから、業者弁当を取り入れたことに伴います費用の差額分、その分を今回計上いたしております。

次に、33 ページから 34 ページになります。農林水産業施設災害復旧費において、農地等災害復旧工事、それと林道災害復旧工事などを今回増額して計上いたしております。国庫補助金につきましては補助率が確定しておりませんので、財源の一部といたしまして 90%から 95%で計上いたしております。また同時に農業用施設災害復旧費の項目の欄に中長期派遣職員 2 名分の費用も同時に計上いたしております。

以上、議案第 81 号につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） まず、大まかなことをお聞きします。災害復旧に関してですが、大体 130 億円ぐらいの総額になると思いますが、そのうち 9 割が国庫負担、1 割が当市負担ということで、ざっと考えて 14 億円ぐらいと見ていいのか。それよりも、もっとごみ処理費でも 90%が 95%になるという話も聞いておりますので、あと災害復旧建設関係も査定が結構 99%ぐらい通っているということですので、大まかな数字で見えてきているのではないかと思います。当市負担が大体いくらぐらいの見込みになりそうかというのを、今の時点でわかるところでお答えをお願いします。

それともう一つは、ちょっと飛びますけど、22 ページの災害関連死認定委員とか、義援金配分委員、この委員はどういった規定で選ばれているかということをご質問します。

その 2 点だけ、お願いします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 災害全般について申し上げます。

基本的にごみ、公共土木、災害普及費、災害救助費、いろいろ項目によって国の負担が違いますので、基本的に 9 割が国・県、1 割が市ということではございません。場合によっては、半分が市という部分もございます。災害救助費につきましても、今、担当課のほうで県といろいろ協議中ございまして、対象外も億単位で出てきております。従いまして、今の段階で市の負担がいくらになるかというのは、基本的にまだわかりません。

それと、災害ごみの分ですね、今、議員が言われましたとおり 2 分の 1 が国庫補助、今予算に計上しているのはその残りの 8 割を特別交付税という形で上げておりますが、最終的な負担が 2.5%以内で済むというような話もありますが、この分はあくまでも起債に振り替える分、災害対策関連事業際という形で、交付税措置で 95%出しますよという部分に切り替わるという話も出ておりますが、まだ確定はしておりませんので、予算上は特別交付税で上げております。一般財源で総額いくらになるかといいますと、財政課のほうは特別交付税も一般財源というふうにご考慮しておりますので、総額 30 億円から 40 億円が特別交付税も含めました一般財源というのが、この 9 月補正までの段階での分です。ただ、今回、まだ計上ができていない分、それと今後増額分が 12 月補正等で出てくると思いますので、この数字は大きく流動的になるというふうにご考慮しております。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 予算書の 22 ページをお開きいただきたいと思います。一番下の

段になってきます。3 の民生費、項 4 災害救助費、その中で報酬といたしまして、项目的には災害関連死認定委員ということで 16 万円今回予算計上させていただいております。災害関連死につきましては、今後阿蘇市のほうで、今のところ仮称ではありますけれども阿蘇市災害弔慰金支給審査委員会というものの設置を行います。その中に、やっぱり災害とお亡くなりになった原因ですね、その関連づけをする必要が当然でできます。それに伴いまして、専門の委員さんということで 16 万円を今回予算措置をさせていただきました。当然、専門関係の委員さんになってきますので、弁護士さんでありますとか、医療の専門家、ドクターですね、そういった方を予定しているところであります。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） 続けて、その下の質問でございます。義援金の配分員につきましては、副市長、市議会の代表、区長会の代表、民生員の代表、社協の事務局長、それに総務部長、市民部長など委員して配分委員会を構成しております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 財政課長が説明された大まかなその災害復旧し、当市負担の件ですけども、当初査定から外れたときに 20 億円になるとか 30 億円になるという話もございましたが、今のところそこまではない、20 億円を切る、10 億円を超える範囲でいいかなと見るんですけど、市長は首をひねっていますが、そこらあたりについては、そこまでもまだ絞り込めないような感じでしょうか。

それと、もう一つ 21 ページの保育所における効率化の予算が出ておりますが、これ効率化もですけど、待機児童、保育の待機、0 歳児から 2 歳児があるという話も聞いたんですが、それは現在あるんでしょうか。対応とかはどういうふうな形でしていくんでしょうか。それについてお尋ねします。

財政課長から、すみません。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 基本的に、今回の予算編成については、すべて厳しく歳入を見えています。といいますのも、これだけの歳入があるだろうと見込んで、後でその分来なかったという分の予算措置が非常に厳しいという形で、先ほど農政の補助ですね、90 から 95 というふうに私は申し上げたと思うんですが、うまく査定が進めば 98 とか 99 の国庫補助になるんです。公共土木につきましても、今 85 ぐらいで上げています。これも 85 は超えると思います。災害査定がやはり 12 月近くまでかかりますので、やはりそういうところを踏まえた上である程度確定した補助を上げていきたい。財源につきましても、今の段階ではある程度一般財源を余分に充てておく必要があるというふうに思いますので、最終的には歳入欠陥を防ぐためには、それだけ注意していったほうがいいというような予算関係で編成をいたしております。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） 2 点目の待機児童の質問でございますけれども、現在のところ待機児童が発生しております。と申しますのが、保育については基準がございまして、年齢

の児童によって、その配置する保育士の数とかが決まっております。そういった保育士の体制が整わないことで待機となつてはいますが、もう一つの原因が保育所に預ける子どもの低年齢化でございます。最近では0歳児で保育の受け入れという申請がかなり数が多くなつておりますので、0歳児の場合、3名につき1名保育士を配置しなければなりませんので、そういった保育士が不足していることで待機が発生している状況になっております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 7番の市原です。

まず、30ページ、不登校が20名という話ではありますが、その内訳を求めたいと思います。

それから、こういった教育支援センターで、内容で行っているのかということ。

それからもう1点、今の谷崎議員の関連ですけれども、保育所の待機児童ということで、保育士の増員等は考えているのか。その辺りについて質問をしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） まず、不登校の内訳でございますが、20名につきましては中学生が20名ということでございます。30日以上不登校になった場合にもう不登校というふうに判断するわけですが、中学校で現在27年度末ですけれども20名いらっしゃるということで、一の宮中学校が14名、阿蘇中学校が6名でございます。今回、国の委託金として150万円補助金をいただきながら、中通小学校を教育支援センターという形で、適応指導教室、不登校の児童に、個々の児童に応じた対応をやっていくと。学校につきましても、その不登校になる原因というのがいろいろございます。複雑な事情が最近多いということで、学校に来られない事情につきまして、いじめという部分よりも、複雑な家庭環境なり、そういう部分がございますので、非常に心理的な部分からカウンセリングを進めないとなれば外出ができないとか、そういう部分もありますので、まずは家庭訪問をしながら、本人、保護者の同意を得ながら、まず中通小学校のほうまで適応教室に来ていただいて、それから中学校のほうに、クラスのほうに帰れるように取り組んでいきたいということで、今回必要な経費を計上しているところであります。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） 2点目の保育士確保のご質問でございます。民間保育園についてお答えいたしますと、結局、私たちのほうから各保育園にそういった努力を促す以外、方法は具体的にはございません。保育園につきましても、その大学だとか、そういったところにはお願いに行かれて確保に向けて努力をされておるんですけども、なかなか厳しい状況にあることは変わらないと思っております。すみません。

○議長（藏原博敏君） 市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） ただ今の保育士確保、私立関係につきましては、今、福祉課長が申し上げましたが、公立4園につきましては退職者の補充関係ということで、昨年度も職員募集を掛けましたが、1名しか受験がございまして採用には至っておりません。本年度も2名程度ということで職員の応募を掛けているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番(市原 正君) 今の不登校の問題であります、一の宮中が14、阿蘇中が6ということですが、学校自体には何も問題ないというような課長からの説明ですが、やはり家庭環境という部分が大きいのか。そして、この教育支援センターという旧中通小学校での支援センターを開設する、大体何年ぐらいを目途に開設する予定なのか、そのあたりの計画を伺いたいと思います。

○議長(藏原博敏君) 教育課長。

○教育課長(日田勝也君) 小学校のほうを申し上げますと、小学校でも現在3名いらっしゃいます。先ほど言いました複雑な家庭状況といたしますが、中学生につきましても1年生から、入段階から来られない、あるいは途中から来られないという状況が発生しているということで、学校に入って、入学して、クラス編成をした後、学校内のいじめが起因するようなことで来られないという問題よりも、やはり複雑な家庭環境のほうから引きこもりとか、そういう部分が発生して、それが徐々に1年経過、2年経過となるようなケースが見受けられるということで、学校そのものに問題はないということではないんですけれども、小中学校、必ずいろんな諸問題、小さいいじめ問題といたしますか、毎回ここの小さなけんかもあったりしますけれども、毎回解決を図って対応はしているところがございますけれども、やはり家庭環境の部分の中で複雑な家庭環境が最近のケースでは多いということで、ご報告をさせていただきます。

それから、国の委託金として150万円、今回申請をし、確保することができましたけれども、毎年度この事業が続く限り、その150万円をいただきながら、毎年これは申請して、150万円までは県で今回追加で認定されているのは阿蘇市だけでございます。毎年取れるかどうか、今後も引き続き努力してまいります。

○議長(藏原博敏君) 市原正君。

○7番(市原 正君) 3回目ですけれども、今のに関連してですね、やはり20名という数字、また小学校が3名とかいろいろ出てきておりますが、学校との連携という部分についてはどのような方法を取っているのか、そのあたりまで質問をしたいと思います。

○議長(藏原博敏君) 教育課長。

○教育課長(日田勝也君) もう少し詳しく申し上げますと、小学校では3名といたしましたけれども、これは4年生、5年生、6年生に各1名、それから中学生で20名と申し上げましたが1年生で7名、2年生で9名、3年生で4名でございます。それぞれ各担任が、毎日ではできませんけれども、毎週家庭訪問なり、あるいは電話連絡等で過程の保護者の方と連絡を取り合いながら、学習の補完のためのいろんな宿題関係とかですね、そういう連携は毎回取っているところではございますけれども、どうしても長期になってきますと、1カ月、2カ月、3カ月、半年、1年と、この中で一番来られないケースで200日ぐらい来られないということになりますと、学校は年間200日しかございませんで、丸一年丸々来ないという生徒もいます。そういう子どもたちにつきましては、引きこもりになってしまい、心が病んでいるような、精神的に非常に厳しい子どもさんがおります。それにつきましては、親御さんと一緒にどういった解決をしていかないといけないかということで、学校と保護者の方、本人、ある

いはスクールカウンセラー、医療機関と連携しながらですね、まずは家庭から、次にそういう教育支援センターということで中通小学校に来られるような形、そして学校に復帰していくということで、義務教育が最後の支援といいますか、高校には行って学校に行けない状況があれば、もう即退学になります。やはり子どもさんの最終的に基礎学力をしていくためには、今回のこの教育支援センターというところで義務教育の間にしっかり基礎学力を学ばせていきたいということで、できる限り不登校0を目指して取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。ほかにたくさんまだ質問があるようですので、お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。11時10分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

質問者の方、挙手をお願いします。

6番、菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 6番議員、菅でございます。

2点質問させていただきます。ページが25ページ、一番下段のほうになります。熊本震災被災施設の対策事業費補助金、阿蘇町のカントリーエレベーターですね、と一の宮ライスセンターの補助金、この被災の内容。それから、補助金率の内容。それと、9月収穫までに間に合うか、間に合っているのか。3点と、この中の3点ですね。

それからあと一つ、26ページが一番下段ですね、熊本震災対応畜産、酪農の収益力強化、3億4,000万円ほど書いてあります。これ、大阿蘇酪農組合への補助ということで説明を受けましたが、その詳細をお願いいたします。

以上、2点です。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） お答えします。

25ページの一番下、カントリーエレベーターでございます。これにつきましては、震災関係で全体的な建物のひずみ等がありまして、それと施設内にも亀裂が入って、ちょうど亀裂、断層の真ん中にありまして、非常に被災がっております。そういった形で、金額も高額になりまして、表面で見てわかりますとおりサイロが10基こうずっとありますけれども、その中のその修繕でも1億2,000万円かかると、それから糶すり機械とかですね、集塵処理装置が6,000万円とか、非常に高価な修繕になっております。当然、今回補正をしますので、修繕はまだ今後ということで、交付決定があつてからですけど、確認までしていませんけど、今回の修繕は、今後、飼料米も増えるという見込みでやはり修繕をしたいという農協の意向

がありまして今回上げられたということで、残りの被災をしてない部分で対応はできるというふうに私たちは聞いておりますが、ちょっとまた確認をしたいというふうに思います。

それから、ライスセンターについても同様でございます。施設の壁とか窓ガラスの外れとか、それから昇降機につながるいろんなシュートとかですね、部品が外れたりしております、これについても事業費では2,000万円かかるということで、これについても修繕をするということで、これについてももう稲刈りが始まりますけど、それについての支障はないというふうに聞いております。

それから、補助率については国が5割と県が10%ですので6割の補助ということで、それぞれこの育苗センターの一種ですけれども、そういった6割の補助を受けてやるということでございます。

それから、26ページの一番下の酪農関係ですけれども、これは6月補正でも可決させていただきましたが、畜産クラスターの、これは地域ぐるみでのバージョンでございます。そういったことで、酪農組合が畜産クラスターの協議会を設置して、そしてその中で計画をして、地域ぐるみで収益性の向上ということで省力化の機械を入れたり、あるいは規模拡大をしたりということで、搾乳牛舎の増設とか、搾乳ロボットの導入、加工施設の増入、そういった内容でございます。6月はT P Pがらみで予算枠が取れて補正をさせていただきましたが、今回は地震バージョンでございます。地震が熊本にあったということで、この事業の枠を国のほうに確保していただきました。そういうことで、非常に全国多い中でこういう震災で優先的に配分いただいて、今回事業ができるということでございます。この補助率につきましても、国の50で行うということでございます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 先ほどの課長の説明では、国の60%の補助ということで、あとの4割ですね、40%は農家負担になるのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 基本的には、農協の考えだと思いますけれども、ちなみに選果場を前回建てましたけど、ああいう設備は農家の利用料金の中で払う。それから、建物は財産として、もう徴収はしないということですので、ちょっとまだ確認していませんが、農協があくまでも施設、財産としての位置づけだったら取らないと思いますし、利用料金が今1俵あたりいくらという定めがありますけど、その中で掛けるか、ちょっと確認をしないとわかりません。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 1点だけ質問いたします。

10ページの消防費の中に、備品購入費で個別受信機とありますけれども、これの詳細な説明をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 議案集30ページをお開きいただきたいと思います。消防費の中の備品購入費、今回450万円予算計上させていただいております。個別受信機ということで、

旧阿蘇地区の防災無線の個別受信機、約3万円いたしますので150台購入を予定しております。地震の後に防災行政無線、まず設置されていなかった方、電気が止まった、何も情報が、お知らせ端末が電気がないから来ない、防災無線非常に有効だからということで、非常に需要が増えたというのも一つでありますし、やっぱり家が倒壊した、それに伴って必要になってきた分も出てきます。仮設住宅あたりも整備されておりますので、そちらのほうにも付けるところで今回150台を予算計上させていただいております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 地震の際は全然、やっぱり電気が止まってお知らせ端末も何も使えないということで、やっぱり私が前から言っておったように無線ですね、無線をもっとちゃんと整備して、消防団なり無線隊なりいるわけですから、そういうところにちゃんと情報を区長さんにも無線でぱっと情報が流れるように今後整備していただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 今回予算措置をしたのは、あくまでも各家庭に配備してある防災行政無線の個別受信機、電池式になっております。今、ご意見がありました区長さんと消防団との連絡網については、これを使って全世帯を対象に言うわけにはいきませんので、ちょっとまた今後要協議ということで預らせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 18番、田中則次君。

○18番（田中則次君） 29ページの道路維持費、道路新設改良についてちょっとお尋ねします。基本的に社会資本整備というのは、これは地震によって予算が大幅に減額というような感じがします。基本的には、社会資本整備というのはそれぞれ元々の予算というのは各区長、それとか地域からの要望も相まって予算処理がされたというふうに思っております。ですから、その辺のところを地震とごちゃ混ぜにしないように、できれば早い時期に復活をしていただきたいなというふうに思いますが、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） ただ今のご質問にお答えいたします。

今回の減額につきましては、主に社会資本整備事業交付金を活用して行います事業につきまして減額をさせていただいております。主に幹線道路関係でございますとか、現在用地買収がメインでございまして、今回、地震に伴います事業費見直しということで県と協議をした中で決定させていただいております。議員が言われました地域の要望等につきましては、ほとんど単独予算のほうで今回当初予算でかなり予算をいただいております。それにつきましては、今後できる範囲の中で優先度を付けながら、なるべく執行はしていきたいと考えているところです。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原です。

1点だけちょっとお聞きします。

28ページの地域振興費の中で空き家バンク、この現状とその今後の見通しですね、それを

ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 28ページの地域振興対策費の委託料、システム保守管理委託料に関連するご質問だというふうに思っております。空き家バンクでございますけれども、現在、ホームページ上で運用を図ってございまして、震災前に比べまして震災後、空き家等の所有者でございます方からの申し出等が激減いたしてございまして、現在2件ほどの売買物件を掲載いたしてございます。震災後、賃貸借物件に対しましてご要望が数件上がってございますけれども、現在、所有者であります物件に対しては売買物件というご希望でございますので、今後につきましては震災の影響のない空き家等を再度区長さんあたりに周知いたしまして、そういった空き家の掘り起こしと空き家バンクの充実を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 5番、園田でございます。

30ページの消防費の修繕料ですね、これが消防格納庫、その他防火水槽等の破損による予算が計上してあるようですけれども、完全に使えないような防火水槽が大体何件ぐらいか。それと、修繕で利くような防火水槽が大体どのぐらいか、わかればお願いいたします。

それと34ページの一番下段になりますけれども、地区公民館の施設整備費の補助金で災害分ということですので、金額からいうと3件分ぐらいかなと思うんですけど、どこの地域の公民館なのか、説明をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 議案集の30ページになります。中段、消防費、修繕料といたしまして今回647万2,000円計上させていただいております。消防の各施設につきましては、震災後、ちょっと消防団が落ち着いた後に各自分たちの受け持ちの地域の分を確認してくれということで幹部会議の中で通知を行っております。647万2,000円のうち、やっぱり一番額的に大きかったのが格納庫の本体のちょっと修繕、屋根が落ちたりとかですね、壁にヒビが入ったり、そういった分がっております。あとシャッター関係がやられております。防火水槽につきましては、現在2件、狩尾地区になりますけれどもちょっとご相談がっております。この中の修繕については4基分ということで、防火水槽の目塗りといいますか、漏水防止のための目塗りあたりをやっております。ただ、狩尾地区のほうから2件は防火水槽、ちょっと詳細確認してくれということでもありますので、また確認でき次第、今後対応を考えてまいりたいと思います。どうしても非常に必要な施設になりますので、例えば修繕で利けば修繕で対応いたしますけれども、どうしてもやりかえが必要ということであれば、平成28年度で1基枠を持っておりますので、優先順位を付けて対応してまいりたい、そのように考えます。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 34ページの社会教育施設の災害復旧費の負担金補助及び交付金

でございますが、熊本地震に伴いまして地域でつくられております地区公民館、地域の集会所でございますが、今回新たに被災を受けたということで、今回3地区分を計上しております。対象区につきましては、馬場区、それから浜川区、古城7区でございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 例えば、この防火水槽の修繕料あたりは、これは間違いなく震災で被害を負っておるので、これはやっぱり一般財源のほうから出さなきゃいけないわけですか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 実際、震災のほうで防火水槽、目塗りあたり必要になってきましたけれども、現在のところ、そういった補助制度が確認されておりませんので、単費で対応したと思っております。地下埋め込み式の分については、ある程度耐震性も確保されておりますので先ほど申し上げておりませんでしたけれども、地下埋め込み式の大きいやつについては、現在のところ異常なしというところであります。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15番（古澤國義君） 15番、古澤です。

25ページ、お願いいたします。阿蘇火山防災園芸対策事業補助金、この中で地元の議員で何をしようのかわからん、どこにつくるのかわからん、内容もわからん、こういうことではちょっと議員として失格なので、こういうことの、3,000万円以上の事業があるなら、一口ぐらひは地元議員に口を通すぐらひの話はしていいと、昔ならそういうふうに言われておりましたけれども、そういうことで、その中の波野トマト、これは共販者なのか、個人農家なのか。これが一つ。何を視察するのか、ハウスの新規なのか。それから、これはひょっとすると波野農家以外の人なのか。そこのところ、詳しく教えてください。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） これで、火山防災につきましては、昨年度から降灰の対策として市長のほうも頑張っていたいて、レベル2の中で高額な補助ということで取り組んでおります。

波野のトマトハウスについては、内容は3戸の農家の方々に組合をつくりまして、面積が約79アール、施設は連棟ハウスが1棟、それから単棟ハウスが19棟ということで取り組んでおります。これは、中身は、昨年ですかね、今年ですか、協定を結びました、モスマルミツというのがございます。そちらの方と地元のキャベツ農家の方、キャベツとハウスを兼ねてやっておられる方が共同してこの事業に取り組むものでございます。本当に今回の降灰は、やっぱり露地のキャベツのほうは降灰で被害を受けやすいということで、できるならば収益性の高いトマトに転換をしながらこの事業を有効に使ってやっていただきたいということで去年からずっと地元は何回も足を運んでやったところでございます。そういった中で、なかなかキャベツから施設園芸には技術的なものがあってなかなかできないということでございましたが、今回こういった形でやっていくということでございます。

そういうことで、本来共販ではなくて、これはそういうモスマルミツとの経路の中の方々でございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15番（古澤國義君） ここは、大野川の事業とは関係ないところでしょう、恐らく場所が。私を知っとる限りでは大野川の関係のところでは事業が全然なされていない。今言いましたけれどもモスバーガー、これはマルミツ園芸だろうと思いますけれども、この農家の方はかたってないですよ。ただ、企業が来てするだけです。これはこういうふうな、まずはやはり本当に地元の農家がやるというような人にハウスの事業推進、営農をしていくのが本来の農政のあり方。それは、もう企業が来てトマトをつくれればいいという問題ではない。20年間も大野川事業で賛成・反対を誘致しながらきた事業でございます。ぽっと今ごろになって企業が来るからいいでは、ちょっともう少し根本的なことを考えていただかんと、これは今から先、企業が来れば一般の農地の土地と、あれはほとんど企業に専有されてしまうということになるんですけど、私そういうことを危惧して質問しとるわけでございます。キャベツ農家といいますけれども、キャベツ農家は誰もかたってないと思います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 大蘇ダムとは少し切り離して考えておりました。結局、これは降灰の対策として区域外の方でも、全般的な、基本的な考え方で取り組んでおりますので、せっかくの事業ということで、市としてもやはり施設園芸、波野のほうは気候的に今後注目を浴びておりますので、そういった施設園芸を導入していきたいという意向の中でこういう事業で取り組んでいただくということで、マルミツも地域の施設農家と手を組んでおられます。それから、協定も結んで市としての支援もしてかないかんとということでやりました。大蘇ダムについては、もちろん大蘇ダムの関連でまだ工事は完了していませんので、そういった形で要望も毎年行っております。そういった中で、有意な事業を、水を使った施設園芸の導入を今も継続して申し出をしておりますので、その辺はまた今後も努力していきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15番（古澤國義君） 今までの農政のあり方というのは、第一に共販、共販を主体としたものでないと補助金も通らないと、そういう時代もあったんですよ。ですから、やはりこれは今からのトマトの産地をつくるために大事なことなんですよ。やっぱりそういうことを念頭において営農推進をしてください。企業が来ればいいというもんじゃない。みんな、ここにおる中にもトマトを農協と一体化して阿蘇のトマトとして名を売っとるんです。そういうことで、逆に相対する人にトマトをつくらせるというのは、今の農政のあり方としては非常にちょっと疑義が生じるところがあるんです。そういうことを言っておきます。

○議長（藏原博敏君） どなたか答弁されますか。

農政課長。

○農政課長（本山英二君） もちろん、地元JAもありますので、共販という形で推進はもちろん進めていかんやいかんと思いますが、基本的にやっぱり波野産の地域性を生かした施設園芸という部分を入れて、そしてそこで担い手が残るような営農の仕組みをつくらんやい

かんというのも一つありますので、必ず共販というのもなかなか市として動けない部分もありますので、その辺は地元と連携するのが一番だとは思いますが、大きな目的ですね、やはり担い手をつくって後継者を残すという部分では必要な事業だと思っております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

市原正君。

○7番（市原 正君） 先ほど不登校の話をしました、今度は児童運営費に関してですけども、待機児童という質問を行いました、今何名いるのか。そして、先ほどの課長の話では、民間に努力を求めているというような話もありましたけれども、市としてその民間に対しての指導、あるいはそういったものがなされているのか。あるいは、公立の保育園として保育士の確保という話をしましたが、保育士の待遇等に対して何か非常に悪いという話も聞いておりますが、その辺で市としてどういった対応を今後やろうと思っているのか、そのあたりを聞きたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君に申し上げます。今回は3回終わっておりますけれども、せつかくですので答弁してください。

福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

待機児童の数でございますけれども、はっきりした数字はちょっと覚えてないんですけども、十数名に今上っておったかと思えます。保育士の確保について、民間の保育園にどんな働きかけを行っておるかというような質問でございますが、先ほども申しましたように口頭でその努力を促す以外に方法はございませんので、そういったことをやっているのと、その保育園自体の入所管理というのは阿蘇市が行っている関係で、各園に個別にお願いする以外に全体会議の中で皆さんで知恵を出して、児童の数に対して保育士の数が決まるものですから、その辺の知恵をみんなで出すということもやっております。公立保育園についての取り組みでございますが、公立については先ほど部長が申しましたとおり、採用試験を行って今後確保していく以外に方法はないんですけども、不足する部分につきましては嘱託職員でございますとか臨時職員を採用して運営にあたっているところでございます。

待遇については、ご質問にありますとおり、確かに賃金面は低いと思っております。ですので、一昨年ぐらいからは財政と人事係と話を持ちまして、早期に待遇改善について、条例改正を含めて提案をしたいと思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原です。

28ページの土木費の項目のほうでちょっとお尋ねをします。住宅建設物の耐震診断補助金、そしてその改修補助金ですね、これ実際金額的にはそこそこありますけど、実際これで足りていくのか。それと、制度的な中身をちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） これは、国庫補助による耐震診断の補助金及び改修補助金となっております。歳入のほうにも今回国庫補助を上げさせていただいております。補助額としましては、一応改修のほうが60万円の2件分、耐震診断のほうが8万8,000円の12件分ということで計上いたしております。これはもう制度で決まっておりますので、当然足るのか、足りないかということになります。これに市の持ち出し分の同額を出しまして、残りは個人負担ということになるということでございます。一応昨年度までの実績でございますが、大きな持ち出しで個人がされたということは聞いておりません。この予算の中でほとんど終わっているということでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。3回目です。

○2番（竹原祐一君） 昨年状況を見たら足りている。しかし震災後、こういう状況ですから、市民の皆さん方のこの耐震に対しての要求というのは大きいと思いますよ。ですから、これ失礼ない方なんですけど、市の単独予算なんです、やっぱり補助を上げていくべきだと考えますけど。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 一応今年の震災を受けまして、その後、今回また募集を掛けております。その7月いっぱい締め切りました。その実績に応じて今回予算要求をしているという形でございますので、皆さん事業スキームは十分理解された上で申し込みをされているというふうに感じております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

3番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 1点お伺いします。

33ページです。災害派遣手当、それから34ページの中長期派遣職員受入負担金というのがあります。先ほど、これは条例の一部改正にも出てきたものかと思いますが、この職員は3名ということでお聞きしまして、宮崎、福岡ということだと思いますが、この職員の状況をお聞きしたいと思います。中長期派遣ですから、1年とか期間があるのかもしれませんが、それから、配置をどうしているのか。それから、その負担金というのは給与部分を都道府県に返還するということになるのかどうか。本来であれば派遣ですから、給与は該当の都道府県が負担するんじゃないかなと思っていましたけれども、この負担金で返していくのかどうか、お伺いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） この中長期予算は、農政課のほうで2名分をここに組んでおりますので、私のほうから説明をさせていただきます。農政課につきましては、災害査定がこれから多くなって、技術職員が私のところにはおりません。そういった形で、非常に設計を見きらんもんでですね、応援態勢ではできないもんですから2名を雇っております。期間については8月1日、もう既に1カ月雇っておりますが、基本的には災害査定を終わって、発注をして、また工事の管理等もありますので、3月31日までの期間を2名体制でやりたいということでございます。

それから、この2名分につきましては、19 負補交で1,000 万円組んでおりますが、これについては給与と時間外とか、そういった部分は直接向こうの自治体に払います。そして、自治体が今の基準の給与を向こうの自治体でお支払いをするということでございます。

それから、33 ページの職員手当でございます。中長期職員用の通勤手当とか、災害派遣手当につきましては、阿蘇市のほうで予算を組んでおりますので、阿蘇市のほうで本人さんに支払うということで区別をしております。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） 今の話ですと、農政課では2名ということですが、もう1名はどこに配置されているのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） もう1名につきましては、下水道の専門職員ということで福岡のほうから1名支援をいただくことになっております。今、農政課と同じように費用負担等については基本的には同じような考えでさせていただいております。予算につきましては、下水道事業特別会計のほうで計上しております。

内容につきましては、当然下水道の専門職員というのが阿蘇市にはおりませんというか、住環境課には未経験の技術担当が2人ということで、1人は4月に異動してきたばかりと、もう1人については維持管理をした経験しかないということで、災害復旧に関しての知識がほとんどないものばかりでございますので、福岡市の九州知事会の支援を通しまして福岡市のほうに支援を受けたということになっております。その職員に対しては、技術士とか、1級土木施工管理技士等の資格を持った職員を支援していただくということになっております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

9 番、河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 24 ページの衛生費ですね。病院への繰出金となっておりますけれども、括弧書きで災害分となっておりますけれども、どんな工事内容かをお聞きいたします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

病院事業の補正予算のほうでも計上させていただいておりますので、そちらでご説明しようと思っておりましたが、災害によりまして6月の補正の中で免震装置とか、パーテーションとかですね、そういったところの工事を先に上げさせていただいておりますが、ヘリポートが壊れとったというのがございまして、今回2基としてヘリポート分を計上しておりますが、その分の補助金といたしまして市のほうを介して一般単独災害復旧の病院事業分ということで、起債の借入れをさせていただいておりますが、その分として一般会計のほうから繰出金としていただくということで計上させていただいております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 内容についてはわかりましたけれども、じゃヘリポートの工事費は、全体でいくらかかったですか。ヘリポートの工事費ですね。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ヘリポートの復旧工事につきましては、総額で約900万円でございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第9 議案第82号 平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第9、議案第82号「平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課。

○住環境課長（古閑政則君） 資料のほうは、別冊2をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第82号「平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

本予算は、3号補正でございます。第1条でございますとおり、歳入歳出それぞれ6億6,867万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ12億9,930万円といたしております。

7ページをお願いいたします。歳入の内訳でございます。欄が3つほどございますが、一番上の目1下水道受益者負担金、この114万2,000円の減額と、一番下の表の目1下水道事業費国庫補助金の1,700万円の減額につきましては、社会資本総合整備事業の本年度実施予定の減に伴いまして減額するものでございます。

真ん中の表でございます。下水道使用料につきましては、地震災害に伴う減免等を行いましたので867万7,000円を減額補正するものでございます。

次の8ページでございます。目1災害復旧費国庫補助金でございますが、既定の額から4億7,660万円減額しまして6億2,940万円としております。

真ん中の表でございます。市の繰越金でございますが、これは平成27年度の決算に伴いまして既定の額から1,075万8,000円を減額いたしまして1,924万2,000円といたしております。

その下の表でございます。下水道事業債、それと災害復旧事業債、1の下水道事業債につきましては、先ほど申しました社会資本総合整備事業の減に伴います減でございます。それと、2の災害復旧事業費については、熊本地震災害事業に伴うものでございます。合わせまして既定の額から1億5,450万円減額しまして2億1,600万円としたところでございます。

10ページをお願いいたします。歳出の主な内訳でございます。まず、下水道事業費でございます。これにつきましては、先ほど申しました社会資本総合整備事業の実施減に伴いまして減額をするものでございます。主なものでは、節13の一番下の欄でございますが、長寿命化

計画策定として計上しておりました下水道ストックマネジメント計画策定業務委託の 3,400 万円の減、それと認可等の委託費の減と、併せまして既定の額から 3,850 万円を減額しまして 1 億 4,950 万 3,000 円といたすものでございます。

12 ページをお願いいたします。次に、災害復旧費でございます。目 1 下水道施設災害復旧費につきましては、被災状況の精査や災害査定の審査結果に伴いまして減額補正をするものでございます。主なものでいきますと、節 13 でございます。汚水管の断裂箇所等での対応としまして被災対流汚水処分委託料として計上しておりました分につきまして 4,000 万円の減と。それと、節 15 工事請負費につきましては、浄化センターの復旧工事費として計上しておりました阿蘇市公共下水道根幹的施設の建設工事費委託に関する協定、これは事業団協定でございますが、これの 1 億円の減。それと、汚水管の復旧としまして、公共下水道汚水管仮復旧工事ということで計上しておりました 3 億 3,000 万円、それと査定等に伴いまして公共下水道汚水管の本復旧工事、これを 1 億 7,200 万円の減ということで、それぞれ減額補正をするものでございます。

それと、先ほどご質問にもありました技術支援についてでございますが、節 3 職員手当、それと節 19 負担金補助及び交付金につきまして、それぞれ 114 万 2,000 円、それと負担金については 1,112 万 2,000 円を追加補正のお願いをするものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。午前中あと 5 分程度でございますが、午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 53 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、ただ今より午後の会議を開きます。

日程第 10 議案第 83 号 平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 10、議案第 83 号「平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 83 号、平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊 3 の 1 ページをお願いいたします。

本予算は、第2号補正でございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,607万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ44億9,053万8,000円といたしました。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。款4国庫支出金、目1財政調整交付金につきましては、3,603万4,000円を計上しております。こちら熊本地震の被災者で住宅半壊以上などの要件に該当する方につきましては、医療機関等を受診した場合、その窓口負担が免除されております。この免除相当分につきましては、その10分の8を特別調整交付金により措置されることから、その分を計上したものでございます。

続きまして、款6前期高齢者交付金987万8,000円を減額としております。こちらにつきましては、平成28年度、交付額確定通知によるものでございます。

款11繰越金、こちらにつきましては平成27年度決算によりまして確定した繰越金を計上しております。1億2,992万3,000円分を計上しております。

歳入は以上でございます。

5ページをお願いします。歳出でございます。款2保険給付費、項1療養諸費で6,005万7,000円を増額しております。先ほど歳入でご説明申し上げましたとおり、熊本地震の被災者に係る窓口一部負担金の免除相当分を計上するものでございます。

款3後期高齢者支援金等、款4前期高齢者納付金等、次のページの款6介護納付金につきましては、それぞれ28年度の納付額が確定したことによります過不足分を計上しております。診療報酬支払基金に支出するものでございます。

6ページをお願いします。款10諸支出金につきましては、目3償還金につきましては、平成27年度精算分といたしまして4,952万2,000円を増額しております。

一番下段の款11予備費といたしまして9,488万9,000円ということで増額しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第11 議案第84号 平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第11、議案第84号「平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第84号、平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊4の1ページをお願いいたします。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,619万6,000

円を追加し、歳入歳出それぞれ 32 億 8,171 万 3,000 円といたしました。

5 ページをお願いいたします。歳入です。款 4 国庫支出金、目 1 介護給付費負担金とその下の調整交付金、次の款 5 支払基金交付金、款 6 県支出金、款 8 繰入金につきましては、それぞれ増額しておりますが、これらにつきましては次のページ、6 ページの中段ですが、歳出の款 2 保険給付費で介護サービス給付費を 5,600 万円増額計上しておりますが、この財源としてですね、それぞれの法定負担分の歳入計上するものでございます。上半期の給付実績が当初予算で見込みの額を上回っていること、それに熊本地震に係る窓口負担分、その免除分を併せて計上しているものでございます。

歳入の一番下段の款 9 繰越金につきましては、平成 27 年度決算によりまして確定した繰越金といたしまして 1 億 3,680 万 2,000 円を増額しております。

次のページをお願いいたします。歳出です。款 1 総務費、目 1 一般管理費で 2,775 万円を減額しておりますが、これにつきましては同額をこのページの一番下段款 5 地域支援事業費に組み替えるものでございます。

中段の款 2 保険給付費 5,600 万円につきましては、先ほど歳入でご説明したとおりでございます。

次のページをお願いいたします。款 7 諸支出金、目 2 償還金につきましては 4,547 万 7,000 円を増額しております。これは、国・県負担金の平成 27 年度精算分を計上しているものでございます。

次に、款 7 諸支出金の目 1 一般会計繰出金 755 万 5,000 円増額計上分として計上しておりますが、こちらにつきましても平成 27 年度市負担分を精算するものでございます。

款 8 予備費に 7,446 万 4,000 円を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 1点だけ、7ページの一般会計繰出金ですけれども、これは27年度の繰入金があって、残りを繰り出して戻したということだと思んですが、繰入金は27年度はいくらだったでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 別冊10の平成27年度阿蘇市歳入歳出決算書の特別会計分といたしまして350ページ以降に介護保険事業特別会計の27年度決算分が計上してあります。一般会計繰入金につきましては、決算額が4億9,023万1,000円となっております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第12 議案第85号 平成28年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 12、議案第 85 号「平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 85 号、平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊 5 をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 736 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 3 億 9,696 万 9,000 円といたしました。

4 ページをお願いいたします。歳入につきましては、款 5 繰越金といたしまして、平成 27 年度決算によりまして確定しました繰越金といたしまして 736 万 2,000 円を増額計上しております。

歳出です。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして 539 万 9,000 円を増額しております。これは、被保険者保険料負担金につきまして、平成 27 年度精算分を広域連合へ支出するものでございます。

款 4 諸支出金、一般会計繰出金といたしまして 196 万 3,000 円を増額しております。こちらも平成 27 年度決算に基づく補正予算によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13 議案第 86 号 平成 28 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について

日程第 14 議案第 87 号 平成 28 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について

日程第 15 議案第 88 号 平成 28 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。日程第 13、議案第 86 号「平成 28 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、日程第 14、議案第 87 号「平成 28 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、日程第 15、議案第 88 号「平成 28 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」につきましては、一括議題にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと求めます。従って、日程第 13、議案第 86 号から日程第 15、議案第 88 号までを一括して議題とすることに決定いたしました。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただ今一括して議題とさせていただきました議案第 86 号から 88 号についてご説明いたします。

まず、別冊 6 をお願いいたします。議案第 86 号「平成 28 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」ご説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条になりますが、既定の予算総額に 40 万 7,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 1,781 万 5,000 円といたしております。

4 ページをお願いいたします。歳入になりますが、款 5 繰越金につきましては、平成 27 年度決算に伴いまして繰越金が確定いたしましたので 40 万 7,000 円増額の 1,040 万 7,000 円を今回計上いたしております。

5 ページをお願いいたします。歳出になります。款 4 水道管理費の工事請負費につきましては、熊本地震などの影響によりまして予定しておりました工事を次年度以降に延期したため、全額減額という形にいたしております。

次に、別冊 7 をお願いいたします。議案第 87 号「平成 28 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」ご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条になりますが、既定の予算総額に 120 万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 929 万 7,000 円といたしております。

4 ページをお願いいたします。歳入になりますが、款 5 繰越金につきましては、先ほどと同様に平成 27 年度決算に伴いまして繰越金が確定いたしましたので、120 万円増額の 420 万円を計上いたしております。

5 ページをお願いいたします。歳出になりますが、今回、款 4 水道管理費、目 1 水道管理費の修繕料を 120 万円増額いたしまして計上いたしております。

次に、別冊 8 をお願いいたします。議案第 88 号「平成 28 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条になりますが、既定の予算総額に 236 万 8,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 1,861 万円といたしております。

4 ページをお願いいたします。歳入になりますが、款 4 繰入金、目 1 一般会計繰入金の分でございます。新規の中萩の草牧野組合の個人分につきましては 3 件、原野貸付に伴う財産区分の取り分、分収分ですね、13%分を計上いたしております。

それと一番下の款 5 繰越金につきましては、平成 27 年度の決算に伴いまして繰越金が確定いたしましたので 227 万 7,000 円増額の 827 万 7,000 円を計上いたしております。

5 ページをお願いいたします。歳出になりますが、今回は予備費を増額して計上いたしております。予備費総額 754 万円といたしております。

以上、議案第 86 号、87 号、88 号につきまして、ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、日程第 13、議案第 86 号から日程第 15、議案第 88 号までについては、質疑を終わります。

日程第 16 議案第 89 号 平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 16、議案第 89 号「平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今議題としていただきました日程第 16、議案第 89 号「平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」ご説明させていただきます。

別冊 9 の 1 ページをご覧ください。今回、第 2 号補正になります。第 2 条なんですけど、病院事業経営に関わります予算といたしまして収益的支出の部のほうです。医業費用といたしまして 285 万 8,000 円を増額し、その財源としまして予備費を 285 万 8,000 円減額させていただいております。既定の予算額を組み替えましたので、歳入歳出予算総額の変更はありません。

次に、第 4 条資本的収支になりますが、まず資本的収入のほうは他会計負担金を 440 万円、補助金 897 万 5,000 円増額で、合計の 1,337 万 5,000 円を増額させていただいております。資本的支出につきましては建設改良費といたしまして 1,412 万 8,000 円を増額させていただいております。従いまして、差し引き不足する 8,003 万 9,000 円になりますが、これにつきましては過年度分損益勘定留保資金で補填させていただいております。

なお、明細につきましては、次にご説明を申し上げます。

6 ページをお開けください。まず収益的支出になりますが、医業費用といたしまして給与費を 351 万 7,000 円増額させていただきました。内訳につきましては、看護師給料 1,060 万 4,000 円、看護師手当等 529 万 8,000 円、医師賃金 578 万 7,000 円につきましては、それぞれ減額しております。看護師給料と看護師手当等につきましては、本年度育休に関わる対象者が 6 名おりますので、その方々の給料なり手当になります。医師賃金の減額につきましては、昨年 6 月から波野診療所に非常勤といたしまして三宅先生が就任していただきましたが、本人の都合によりまして 8 月末でご退職ということになりました。それはもう残念だったんですが、どうしてもご本人のご都合ということになりました。ちなみにですね、その代わりというのは、水曜日につきましては当院の樋口先生が 9 月から行っていただくということで、穴が空かないようにしております。

次に、看護師賃金の 1,065 万 6,000 円につきましては、熊本市市民病院がご承知のとおり規模縮小ということで余剰人員が出ておりますので、県内・県外ですね、それぞれの病院に研修派遣職員として働いてくださいということで、うちの病院では受け入れはできませんかというご相談がありまして、4 名看護師の方が給料のおおよそ 7 割を当院が負担するということで来ていただくことになりましたので、その方々の賃金を計上しております。

次の事務員賃金 157 万 8,000 円を増額しておりますが、それにつきましては経費の委託料を 159 万 5,000 円減額しております。これにつきましては、医師事務、医療事務ですね、日医というところに委託しておるわけなんですけど、業務の見直しを行いまして、委託料をできるだけ減らすということも含めてですね、嘱託職員で賄おうということで外来受け付けと医

師事務作業補助者の2名を嘱託ということで雇用を予定しておりまして、いわゆるそういう形での予算の組み替えをしたということでございます。

あと法定福利費につきましては、本年度退職者、看護師が3名おりますので、その方たちの負担金として計上しております。

経費につきましては、先ほど委託料の減額の説明をいたしました但、増額につきましては39万6,000円を材料費ベンチマークシステム使用料ということで上げておりますが、これにつきましては医療材料につきまして全国の医療機関の最新購入価格をインターネット上で紹介比較するということができるシステムがありますので、その使用料になります。

雑費の54万円につきましては、医師紹介報酬料ということで7月から来ていただきました樋口先生につきましては、自治体病院診療所医師求人求職支援センターを介してご紹介を受けましたので、その報酬料として税込みの54万円を支払うことになっております。

ということで、以上の不足額につきましては、予備費のほうで財源調整をさせていただいたということになっております。

次に、資本的収入及び支出ということで7ページをご覧ください。まず、下段の支出のほうからご説明したいと思いますが、先ほど一般会計のほうの中でありましたように、6月に工事請負費になりますが、免震エキスパンション、免震装置被覆ゴムというのを早急に修理の必要があるということで予算計上させていただきました但、追加の2基分といたしましてヘリポートのひだ側の擁壁が石積みだったんですが、これがヒビが入ったりとか崩壊の恐れがあるということで、今後の使用に支障が出るといけないということで、追加で申請いたしました。工事費用は、先ほど申し上げましたとおり約900万円ほどだったんですが、それと医療器につきましては、手術用顕微鏡が、これも修理の必要があるということがわかりましたので、併せまして厚生労働省の災害査定を受けまして、ほぼ申請額どおり採択させていただきました。

ということで、上段の収入になりますが、国庫補助金が医療施設等災害復旧補助金ということで、補助率は3分の2になりますが、差額の897万5,000円。それと、補助裏ということで一般単独災害復旧事業ということで、病院事業に係るものとして起債を一般会計のほうで借り入れていただいて、その額を病院会計のほうに負担金としていただくということで計上いたしております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 2点ほどお尋ねします。

この災害復旧は、基本的に一般会計を通していただいておりますけれども、大体全部補助金で賄っているということでよろしいのでしょうか。

それと、もう一つ、1ページの第3条の件が、前回は質問して減価償却のほうの話だということで聞いたんですが、どうもちょっとよくわからないんですけれども、資本的収支のほうに減価償却があったかどうかはわかりませんが、過年度分ということで決算書の9ページ

を見たりとか、決算書を見てみるんですが、過年度損益過剰留保資金という科目がないので、どういったことなのか、もう一度そこあたりの説明をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

まず、最初の災害復旧のほうなんですけど、今回、免震エキスパンションと免震装置被覆ゴムとヘリポートと、主なものはこの3つなんですけど、これが被災として補修の必要があるということになりました。その分を災害査定に出しまして、3分の2が国庫補助ということで、残りの3分の1ですね、これにつきましては要は病院で用意するかということなんですけど、そこは一般会計のほうでお願いして、一般会計のほうで起債を借りていただいて、それを病院のほうに繰り入れていただくということで、ただ当然ですけど起債ですから、返済は分割して病院のほうで返済させていただくということを予定しております。

次の第3条の説明なんですけど、資本的収支の分については、ご覧のとおり、要は支出を賄えるだけの収入がふればそれに超したことはないんですけど、それはないということで、手法といたしまして過年度分の損益勘定留保資金、それは何ぞやということなんですけど、過年度分の現金の支出を必要としない費用、いわゆる減価償却費等ですね、そういったものの計上に内部留保資金がありますので、要はそれを充当するということによって、予算上、きちんと賄えるように成立させるというようなことです。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 予算書としては、やはり財源手当を出すべきじゃないかと思うんですけども、要は資金繰りの問題で減価償却の3億円ぐらいですかね、減価償却、3億円ぐらいで決算で赤字が2億円出ていますから、差し引き1億円ぐらいしか現金がないだろうと思うんですけど、それで賄うという、賄えるということですよ。でも、基本的には収入をやはり借り入れか何らかの形で手当して、支出と収入と同額にして予算書として出すのが妥当じゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） これにつきましては、公営企業の会計決算の中で認められている手法でございますので、当然ですけど、先ほど言いましたように収入のそれぞれ用意ができれば、それに超したことはないと思いますが、それができない状況の中で内部留保資金を充ててもよいと、こういう決算の処理をしていいというんですね、予算計上の仕方とか、決算の仕方をしていいということで、合法的なものですから、それを使ってやらせていただいております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

3番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 補正予算とはちょっとかけ離れるかもしれませんが、当初予算のときに自己繰越で取り付け道路が自己繰越になっていたわけですね。半年を経過しまして、私も通院していますけれども、今の状況がどんな状況なのか、お尋ねできればと思っています。

○議長（藏原博敏君） 岩下議員に申し上げますが、これは審議対象と違いますので、一般会計になりますので、いかがでしょうか。答えられますか。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 道路のほうは、建設課のほうにお願いしているところなんです、経営上は、それは早く道路ができて、バスの乗り入れもできますので、それに越したことはないと思っておりますが、今のところですね、支障が、数字的なもので出ているかということについては、ちょっと不明でございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 17 議案第 90 号 阿蘇市土地開発公社の解散について

○議長（藏原博敏君） 日程第 17、議案第 90 号「阿蘇市土地開発公社の解散について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 21 ページでございます。ただ今議案としていただきました議案第 90 号「阿蘇市土地開発公社の解散について」でございます。

本件は、土地開発公社による公共用地等の先行取得の利点がなくなったこと及び阿蘇市財政の将来負担を軽減する観点から、阿蘇市土地開発公社を解散するため、公有地の拡大の推進に関する法律第 22 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議、よろしく願います。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 18 議案第 91 号 字の区域の変更について

○議長（藏原博敏君） 日程第 18、議案第 91 号「字の区域の変更について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今議案としていただきました議案第 91 号「字の区域の変更について」ご説明いたします。

本件は、土地改良法による土地改良事業（県営八反田地区土地改良事業）の実施に伴い、字の区域を変更したいので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

23 ページ、24 ページをお開けいただきたいと思います。この字の区域の変更でございます

が、変更前が「一の宮町坂梨産ノ平」、変更後が「一の宮町坂梨小谷」でございます。その下の方の「八反田」につきましても「産ノ平」ということで変更になりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 19 議案第 92 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（藏原博敏君） 日程第 19、議案第 92 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今議案としていただきました議案第 92 号でございます。「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、本件は旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、所在地は一の宮町坂梨、地目は市有原野でございます。旧一の宮町で、地籍 100 平米。申請者につきましては、茨城県つくば市でございます国立研究開発法人防災科学技術研究所でございます。目的といたしまして、火山観測補助観測点の設置でございます。期間につきましては、議決を得た日から平成 38 年 3 月 31 日まで。使用料といたしまして、年額 5 万 4,000 円でございます。

申請箇所につきましては、26 ページの申請箇所というところで丸が付いているところでございます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日は散会いたします。お疲れでございました。

午後 1 時 40 分 散会